



埼玉県報

第 2 4 7 3 号
平成 2 5 年 3 月 8 日
金 曜 日

目 次

規則

- [埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則\(警務課\)](#)

告示

- [予算の公表\(財政課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [所沢都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [救急病院等の申出\(医療整備課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [公益事業における争議行為の予告\(勤労者福祉課\)](#)
- [さいたま都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [さいたま都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [春日部都市計画公園の変更に係る公聴会の中止\(公園スタジアム課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [連携措置に係る科目の追加\(高校教育指導課\)](#)

規 則

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月 8 日

埼玉県公安委員会委員長 青 葉 昌 幸

埼玉県公安委員会規則第 2 号

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則

埼玉県警察組織規則（昭和50年埼玉県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 号中「かかわる」を「関わる」に改め、同条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 被留置者の委託及び受託に係る統裁に関すること。

第27条中第 5 号から第 7 号までを削り、第 8 号を第 5 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(6) 捜査支援センターに関すること。

第27条中第 9 号を第 7 号とし、第10号を第 8 号とし、第11号を第 9 号とする。

第32条に次の 1 号を加える。

(4) 法医鑑定室に関すること。

第55条第 2 項を次のように改める。

2 留置センターにおいては、警察本部浦和西留置施設、警察本部蕨留置施設及び警察本部寄居留置施設の管理運営に関する事務をつかさどる。

第59条の次に次の 1 条を加える。

（捜査支援センター）

第59条の 2 刑事総務課に、捜査支援センターを附置する。

2 捜査支援センターにおいては、次の事務をつかさどる。

(1) 犯罪捜査に関する情報の収集及び分析その他の犯罪捜査の支援に関すること。

(2) 犯罪捜査の共助に関すること。

(3) 指名手配（指名手配被疑者の追跡捜査を含む。）及び指名通報に関すること。

(4) 犯罪統計に関すること。

第60条の 2 を第60条の 3 とし、第60条の次に次の 1 条を加える。

(法医鑑定室)

第60条の2 科学捜査研究所に、法医鑑定室を附置する。

2 法医鑑定室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 法医学を応用する鑑定、検査及び研究（以下「法医鑑定」という。）に関すること。
- (2) 法医鑑定に関わる指導及び調整に関すること。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

告 示

埼玉県告示第二百六十四号

埼玉県議会平成二十五年二月定例会において議決された平成二十四年度埼玉県一般会計補正予算(第三号)、平成二十四年度埼玉県営住宅事業特別会計補正予算(第一号)、平成二十四年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算(第一号)及び平成二十四年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算(第一号)を地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十五年三月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

平成24年度埼玉県一般会計補正予算（第3号）

平成24年度埼玉県一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30,962,724千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,714,840,296千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		4,187,255	198,097	4,385,352
	1 分担金	202,876	25,993	228,869
	2 負担金	3,984,379	172,104	4,156,483
9 国庫支出金		155,424,606	17,957,331	173,381,937
	2 国庫補助金	39,689,861	17,957,331	57,647,192
10 財産収入		8,805,057	4,658	8,809,715
	1 財産運用収入	6,862,582	4,658	6,867,240
13 繰越金		582,776	119,638	702,414
	1 繰越金	582,776	119,638	702,414
15 県債		302,133,000	12,683,000	314,816,000
	1 県債	302,133,000	12,683,000	314,816,000
歳入合計		1,683,877,572	30,962,724	1,714,840,296

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		90,950,760	330,594	91,281,354
	3 県民費	6,903,990	330,594	7,234,584
3 民生費		284,724,428	2,239,249	286,963,677
	1 社会福祉費	214,209,088	359,957	214,569,045
	2 児童福祉費	55,788,345	1,879,292	57,667,637
4 衛生費		55,821,389	2,476,240	58,297,629
	1 公衆衛生費	30,104,101	110,655	30,214,756
	4 医薬費	12,008,348	2,365,585	14,373,933
5 労働費		9,938,267	3,001,632	12,939,899
	1 労政費	6,241,620	3,001,632	9,243,252
6 農林水産業費		23,626,300	2,496,461	26,122,761
	4 林業費	4,320,279	1,009,980	5,330,259
	5 農地費	8,270,109	1,486,481	9,756,590
8 土木費		112,692,249	17,571,000	130,263,249
	2 道路橋りょう費	46,259,322	12,974,000	59,233,322

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 河川費	27,803,092	4,327,000	32,130,092
	4 都市計画費	22,313,177	270,000	22,583,177
9 警察費		143,164,830	1,963,152	145,127,982
	2 警察活動費	11,447,370	1,963,152	13,410,522
10 教育費		535,371,865	853,446	536,225,311
	1 教育総務費	74,609,705	700,695	75,310,400
	4 高等学校費	93,442,965	144,725	93,587,690
	5 特別支援学校費	40,353,901	8,026	40,361,927
13 諸支出金		154,384,058	30,950	154,415,008
	1 公営企業支出金	16,105,058	30,950	16,136,008
歳出	合計	1,683,877,572	30,962,724	1,714,840,296

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
6 農 林 水 産 業 費	4 林 業 費	森林整備推進事業費	143,559
		森林管理道整備事業費	315,000
		治山事業費	136,700
	5 農 地 費	土地改良事業計画等調査費	28,600
		かんがい排水事業費	261,060
		ほ場整備事業費	130,410
		農地防災事業費	480,795
		中山間総合整備事業費	34,650
		農道整備事業費	61,652
		団体営土地改良事業費	489,314
2 道 路 橋 り よ う 費	社会資本整備総合交付金（維持）事業費	2,660,000	
	社会資本整備総合交付金（交通安全）事業費	910,000	
	道路改築事業費	100,000	
	社会資本整備総合交付金（改築）事業費	4,959,000	

款	項	事業名	金額
8 土木費		社会資本整備総合交付金（橋りょう維持）事業費	2,025,000
		社会資本整備総合交付金（橋りょう整備）事業費	320,000
	3 河川費	社会資本整備総合交付金（河川）事業費	1,806,000
		社会資本整備総合交付金（砂防）事業費	187,000
社会資本整備総合交付金（急傾斜地）事業費		34,000	
4 都市計画費	社会資本整備総合交付金（街路）事業費	90,000	
	社会資本整備総合交付金（公園）事業費	180,000	
9 警察費	2 警察活動費	交通安全施設整備費	1,963,152
10 教育費	1 教育総務費	県立学校大規模改修費	700,695
	4 高等学校費	理科教育設備費	21,725
		産業教育設備費	123,000
5 特別支援学校費	理科教育設備費	8,026	
13 諸支出金	1 公営企業支出金	水道用水供給事業会計出資金	29,000

第3表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
造林事業	39,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	57,000		(補正前に同じ。)	
林道事業	290,000	同上	同上	同上	452,000		(同上)	
治山事業	168,000	同上	同上	同上	200,000		(同上)	
地すべり防止事業	45,000	同上	同上	同上	82,000		(同上)	

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業基盤整備事業	876,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	1,189,000		(補正前に同じ。)	
道路事業	5,543,000	同	同上	同上	10,612,000		(同上)	
河川事業	5,222,000	同	同上	同上	6,121,000		(同上)	
砂防事業	367,000	同	同上	同上	474,000		(同上)	

直轄事業負担金	20,726,000	同	上	同	上	同	上	25,026,000	(同)	上
街路事業	2,781,000	同	上	同	上	同	上	2,817,000	(同)	上
公園事業	995,000	同	上	同	上	同	上	1,085,000	(同)	上
交通安全施設整備事業	1,365,000	同	上	同	上	同	上	2,316,000	(同)	上
県立高等学校建設事業	5,704,000	同	上	同	上	同	上	6,042,000	(同)	上
県立特別支援学校建設事業	3,010,000	同	上	同	上	同	上	3,312,000	(同)	上
水道用水供給事業出資金	1,062,000	同	上	同	上	同	上	1,091,000	(同)	上

平成24年度埼玉県県営住宅事業特別会計補正予算（第1号）

平成24年度埼玉県県営住宅事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,673,038千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,047,385千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		3,718,241	1,672,518	5,390,759
	1 国庫補助金	3,718,241	1,672,518	5,390,759
4 繰入金		2,044,279	83,520	2,127,799

	1 繰 入 金	2,044,279	83,520	2,127,799
7 県 債		4,431,000	1,917,000	6,348,000
	1 県 債	4,431,000	1,917,000	6,348,000
歳 入 合 計		18,374,347	3,673,038	22,047,385

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 住 宅 事 業 費		14,175,014	3,673,038	17,848,052
	2 住 宅 建 設 費	8,379,832	3,673,038	12,052,870
歳 出 合 計		18,374,347	3,673,038	22,047,385

第2表 継続費補正

変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 住宅事業費	2 住宅建設費	平成22年度 公営住宅建設費	7,184,797	平成22年度	382,115	7,351,086	平成22年度	382,115
				平成23年度	1,533,109		平成23年度	1,533,109
				平成24年度	3,782,462		平成24年度	5,388,885
				平成25年度	1,487,111		平成25年度	46,977
		平成23年度 公営住宅建設費	5,733,457	平成23年度	308,649	5,733,457	平成23年度	308,649
				平成24年度	893,825		平成24年度	2,879,679
				平成25年度	3,147,952		平成25年度	1,162,098
				平成26年度	1,383,031		平成26年度	1,383,031
		公営住宅耐震 改修事業費	1,031,153	平成24年度	440,384	1,031,153	平成24年度	521,145
平成25年度	452,469			平成25年度	371,708			
平成26年度	138,300			平成26年度	138,300			

第3表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
公営住宅建設事業	4,431,000	普通貸借 又証券発行	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	6,348,000		(補正前に同じ。)	

平成24年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成24年度埼玉県水道用水供給事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成24年度埼玉県水道用水供給事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出のうち収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	支 出		計
	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	
第1款 事業費	42,157,662	△8,519	42,149,143
第2項 営業外費用	7,079,749	△8,519	7,071,230

（単位 千円）

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「18,536,855千円」を「18,594,122千円」に、「476,586千円」を「485,105千円」に、「過年度分損益勘定留保資金8,172,208千円」を「減債積立金4,944,716千円、過年度分損益勘定留保資金9,055,180千円」に、「9,888,061千円」を「4,109,121千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 収 入	10,340,340	121,633	10,461,973
第1項 建 設 補 助 金	1,602,777	59,633	1,662,410
第2項 企 業 債	3,827,000	33,000	3,860,000
第3項 他 会 計 出 資 金	3,904,227	29,000	3,933,227

支 出 (単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	28,877,195	178,900	29,056,095
第1項 建 設 改 良 費	9,421,114	178,900	9,600,014

(企業債)

第4条 予算第7条に定めた起債の限度額中「3,827,000千円」を「3,860,000千円」に改める。

平成24年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成24年度埼玉県流域下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成24年度埼玉県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(4) 主 なる 建 設 工 事	19,473,671 千円	1,181,500 千円	20,655,171 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「159,263千円」を「178,674千円」に、「過年度分損益勘定留保資金543,153千円」を「建設改良積立金16,474千円、減債積立金147,173千円、過年度分損益勘定留保資金35,453千円」に、「4,247,154千円」を「4,571,796千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収

入

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 収 入	21,627,525	1,181,500	22,809,025
第1項 建 設 補 助 金	12,381,810	787,600	13,169,410

第2項 建設負担金	3,834,539	196,950	4,031,489
第3項 企業債	4,507,000	195,000	4,702,000
第5項 他会計補助金	210,712	1,950	212,662

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	26,577,095	1,181,500	27,758,595
第1項 建設改良費	20,341,634	1,181,500	21,523,134

(企業債)

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額中「4,507,000千円」を「4,702,000千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第5条 予算第9条中「7,289,131千円」を「7,291,081千円」に改める。

告 示

埼玉県告示第二百六十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十五年三月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年三月四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ゆずり葉の会
- 三 代表者の氏名
鷲尾 里江
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県入間郡毛呂山町川角六百十番地二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、共同生活援助事業（障害者自立支援法第五条第十六項に規定する共同生活支援事業をいう。以下同じ。）並びに食品の製造、販売及び配食（以下「配食等」と総称する。）に関する事業を行い、もって地域社会における福祉の向上に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二百六十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年三月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年三月一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人おひさまサポートネットワーク

三 代表者の氏名

原 みよ子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県久喜市久喜北二丁目二十三番二十号

五 定款に記載された目的

この法人は、障がいのある児・者にとって一人ひとりの発達を保障し、その家族等に対して出生前から生涯にわたり平等で安心して暮らすことのできるノーマライゼーションの地域社会づくりに寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二百六十七号

所沢市から所沢都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十五年三月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第二百六十八号

次の表の上欄に掲げる病院を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院として平成二十五年三月一日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

平成二十五年三月八日

埼玉県知事 上田清司

病院		有効期限
名称	所在地	
医療法人社団明芳会イムス三芳総合病院	埼玉県入間郡三芳町大字藤久保字西九百七十四番三	平成二十七年九月四日

告 示

埼玉県告示第二百六十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年三月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク越谷花田店

埼玉県越谷市花田一丁目十七 二外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

花田店の建設予定地は、第二種住居地区に敷地面積が五千六百四十二・三八平方メートルと小さな土地に二千八百五十五平方メートルの店舗と約五百平方メートルの屋上駐車場へ昇降するためのスロープを建設すること自体に無理があります。また、建設予定地の北側（住民宅地から見れば南面です。）は、道幅六メートル道路を挟んだ第一種住居地区には既に、空き地は無く全て個人住宅として人が住んでいる状況の地域であり、このような状況の地域に高さが七メートル弱で、その長さが約百メートルの建築物（スロープを含む建物）を建設する場合は、それなりに近隣住民に対して配慮が有っても良いと云うものです。

また、同店は屋上駐車場を含めて三か所設けられる計画となっておりますが、その駐車場の全ての出入口は、道幅十六メートルの市道二一七号線の同一方向に二か所と、道幅六メートルの市道三〇一七号線の一方通行に入った箇所にて二か所の出入口あり、これら駐車場へ入る場合は、北越谷駅方向から自動車で来店した場合は、左折で入場できるものの、北越谷駅に向かって同店の駐車場に入る場合は、右折をしなければならない設計となっており、このままでは道幅十六メートル幅の市道二一七号線が右折車で、重大な渋滞や交通事故が予測されます。

さらに、同店の駐車場から出る場合は、道幅六メートルの市道三〇一七号線、市道三〇一九号線、市道三〇一九四号線の住宅地域の道幅六メートルの道路を使用する計画としており、近隣住民の交通安全が危惧されます。このような計画は、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（経産省告示第十六号）」（以下「第十六号告示」と略す。）に、反するものです。

具体的には、第十六号告示の二(一)「イ効率的な駐車場形式の選択及び駐車場の出入口の数、位置」では、「駐車場の出入りは左折を原則」とされ、かつ、「八駐車場の分散確保」では、「周辺道路の交通に大きな影響が生じると予測される場合においては、設置者は適切な位置に複数の駐車場を設置する」とされており花田店の計画は、この第十六号告示を無視した近隣住民の交通安全や、右折車による交通渋滞や事故を、全く考慮されていない建設計画となっていない。

私たちは駐車場分散案をベルク社に提案したところ「お客様を大きな道幅十六メートルの道路を渡らせるような計画は出来ない」と何ら、ベルク社として考慮する姿勢を見せず、交渉担当者から即答で、私たちの提案を切り捨て、同社が決定した当初の計画通り進めようとしています。

さらに、周辺のベルクのお店状況を調べると下記のとおり東越谷店は、第二種住居地域で隣接する個人住宅は南面側に三戸有りますが、店舗の南側であり、お客様通路から外れていることから店舗の存在による被害は少なく、かつ、敷地総面積が九千八百三十・七〇平方メートルの土地に、店舗面積が二千四百十二・六六平方メートルの建物であり、また、その店舗の高さが七・二メートルであることから近隣被害は、花田店よりも軽いと云えます。

越谷西方店は、準工業地域に敷地総面積が約七千五百平方メートルに店舗面積が二千九十九平方メートルで、かつ、建設当時は、近隣住民が極端に少ない状況で、ここの店舗も近隣被害は、花田店よりも軽いと云えます。

このように比較して分かるとおり、今回の花田店の出店計画地の周辺には、既に多くの住民が住んでいる地域であり、しかも他店舗と比較しても花田店の計画敷地は、ベルク社も「スーパーマーケットの建物用地として、やや狭い敷地」と、私たちに宛てた平成二十五年一月十七日付け『「要望書」への「返答」』でも認めており、花田店を他店と同様な規模店舗とする建築計画案は、近隣住民に対して駐車場からの騒音や、来店客の帰路は、生活道路を利用する事を前提とした設計であり、これらは近隣住民に対して、生活環境の犠牲を強いる建設計画と言わざるを得ません。

私は、ベルク出店に反対をしているわけではありませんが、余りにも小さな敷地に、他店と同規模で大きな店舗建設計画であり、さらに、この店舗の上に屋上駐車場を設ける計画は、一極集中的な店舗設計であり、店舗付近の住人に対して日常的に、騒音や交通安全等の生活環境を破壊するような計画で有ると考えられる事から、救済を求めるものです。

なお、現在でも花田店計画地の付近には、道幅十六メートル道路に面した耕

作放棄地と思われる空き地が数か所残っており、これらの場所に駐車場を設け、屋上駐車場やスロープ建設を取りやめれば、駐車場の分散化も可能となりスパー予定地付近の車の渋滞や、交通事故の可能性が低減するほか、近隣住民の生活道路に、来店客の車が入り込む可能性が低下する等、大きな効果が期待できます。

このため駐車場の分散化への見直しや、店舗面積を敷地面積に見合った規模に縮小するなどの見直しをするようお願いをするものです。

二 縦覧期間

平成二十五年三月八日から平成二十五年四月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

告示

埼玉県告示第二百七十号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、平成二十五年二月二十八日付けで、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、公表する。

平成二十五年三月八日

埼玉県知事 上田清司

一 争議行為を行う労働組合

別表に掲げる労働組合

二 事件

大幅な賃金引き上げ等の件

三 日時

平成二十五年三月十一日午前零時から問題解決に至るまでの期間

四 場所

別表に掲げる労働組合の組合員が従事する全職場又は一部の職場

五 概要

救急外来患者及び入院中の重症患者のための保安要員若干名を除く全ての組合員又は一部の組合員による全ての争議行為を行う。

別表

労働組合名	執行委員長 等名	組合員が従事 する職場	所在地
埼玉県民主医療機 関労働組合生協本 部支部	保土田 毅	医療生協さい たま	埼玉県川口市木曾呂千三百 十七
埼玉県民主医療機 関労働組合協同病 院支部	保土田 毅	埼玉協同病院	埼玉県川口市木曾呂千三百 十七

部 埼玉県民主医療機 関労働組合秩父支	部 埼玉県民主医療機 関労働組行田支	部 埼玉県民主医療機 関労働組合熊谷支	部 埼玉県民主医療機 関労働組合かすか へ支部	部 埼玉県民主医療機 関労働組合おおみ や支部	部 埼玉県民主医療機 関労働組合浦和支	部 埼玉県民主医療機 関労働組合さいわ い支部	部 埼玉県民主医療機 関労働組合川口支	部 埼玉県民主医療機 関労働組合みぬま 支部	部 埼玉県民主医療機 関労働組合歯科診 療所支部
保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅
秩父生協病院	所 行田協立診療	熊谷生協病院	所 かすかべ診療	所 おおみや診療	所 浦和民主診療	所 さいわい診療	川口診療所	介護老人保健 施設みぬま	所 生協歯科診療
一 埼玉県秩父市阿保町一十	埼玉県行田市本丸十八三	五十四 埼玉県熊谷市上之三千八百	十二 埼玉県春日部市谷原二四	千百十二 埼玉県さいたま市西区指扇	浦和五十七 埼玉県さいたま市浦和区北	二十 埼玉県川口市中青木四一	六 埼玉県川口市仲町一三十	四十七 埼玉県川口市木曾呂千三百	十七 埼玉県川口市木曾呂千三百

合	西部診療所労働組 合さくらおとなこ ども診療所支部	共立医療会労働組 合吹上共立診療所 支部	共立医療会労働組 合北本共立診療所 支部	合	南埼玉病院労働組	合	埼玉県民主医療機 関労働組合大井支 部	科支部	埼玉県民主医療機 関労働組合朝霞歯 科支部	め支部	埼玉県民主医療機 関労働組合さんと め支部	療所支部	埼玉県民主医療機 関労働組合所沢診 療所支部	支部	埼玉県民主医療機 関労働組合西協同 支部
	齊藤 明	江原 啓子	江原 啓子	成田 一樹	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅
	西部診療所 診療所	医療法人共立 医療会さくら おとなこども 診療所	立診療所 医療会吹上共 立診療所	立診療所 医療会北本共 立診療所	病院 医療法人社団 俊睿会南埼玉	所 大井協同診療 所	科 あさか虹の歯 科	科 老人保健施設 さんとめ	科 あさか虹の歯 科	科 老人保健施設 さんとめ	科 あさか虹の歯 科	科 老人保健施設 さんとめ	科 あさか虹の歯 科	科 老人保健施設 さんとめ	科 あさか虹の歯 科
七 一	埼玉県川越市天沼新田三百	埼玉県北本市北本団地一 二十七 百二	埼玉県鴻巣市吹上富士見三 一 十九	八 埼玉県北本市中丸五 六	二 埼玉県越谷市増森二百五十	一 一 十五	四 二 埼玉県朝霞市浜崎七百二十	七 埼玉県所沢市中富千六百十	四 二 埼玉県朝霞市浜崎七百二十	七 埼玉県所沢市中富千六百十	十三 二十四 埼玉県所沢市宮本町二 二	十五 埼玉県所沢市中富千八百六	十五 埼玉県所沢市中富千八百六	十五 埼玉県所沢市中富千八百六	十五 埼玉県所沢市中富千八百六

告 示

埼玉県告示第二百七十一号

さいたま市からさいたま都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年三月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百七十二号

さいたま市からさいたま都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年三月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百七十二号

平成二十五年二月十五日付け埼玉県告示第百八十二号で告示した春日部都市計画公園に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十五年三月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年三月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年九月二十一日

指令川建セ第二四 五六 号

二 検査済証番号

平成二十五年三月五日

川建セ第二四 一二 号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字東平一七六七番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市箭弓町三丁目六番二 号 メーブルコートテル101号室

佐藤 豊

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年三月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年九月二十七日

指令川建セ第二四 七二 号

二 検査済証番号

平成二十五年三月五日

川建セ第二四 一一九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字福田字腰巻前三九 番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県入間市狭山ヶ原二二三番地五

株式会社啓和運輸 代表取締役 川島 満

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定により
認定したので、次のとおり公告する。

平成二十五年三月八日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 平 井 登喜雄

認定番号	熊建七第九 十一一号
認定年月日	平成二十四年七月十八日
対象区域	埼玉県八里郡寄居町大字ニヶ山字向田二百六十八番 外四十一筆
公告に係る対象区域等 を縦覧に供 する場所	埼玉県熊谷建築安全センター内

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十五年三月八日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 平 井 登喜雄

指定番号	第一号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十三年十二月六日
指定に係る道路の位置	埼玉県行田市大字荒木字前田九百十八 二地先から 行田市大字荒木字六本木百二十 一地先まで
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	三百六十一・三七
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	五・〇〇七・三〇

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十五年三月八日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 平 井 登喜雄

指定番号	第号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十四年二月二十九日
指定に係る道路の位置	<p>深谷市国済寺五十五街区十三画地地先から深谷市国済寺五十五街区十画地地先まで、深谷市国済寺五十七街区一画地地先から深谷市国済寺五十七街区三画地地先まで</p> <p>深谷市国済寺五十一街区一画地地先から深谷市国済寺五十一街区六画地地先まで、深谷市国済寺六十二街区一画地地先から深谷市国済寺六十二街区十七画地地先まで</p> <p>深谷市国済寺三十街区三画地地先から深谷市国済寺三十街区七画地地先まで、深谷市国済寺三十六街区一画地地先から深谷市国済寺三十六街区二十五画地地先まで</p> <p>深谷市国済寺五十二街区三画地地先から深谷市国済寺五十二街区十画地地先まで、深谷市国済寺五十四街区一画地地先から深谷市国済寺五十四街区十六画地地先まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>十六・〇〇〇、十七・五〇〇</p> <p>十六・〇〇〇、二十七・〇〇〇</p> <p>十・〇〇〇</p> <p>八・〇〇〇</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>七十・〇〇</p> <p>百五・〇〇</p> <p>三十五・〇〇</p> <p>九十五・〇〇</p>

	深谷市国済寺五十八街区八画地地先から深谷市国済寺五十八街区九画地地先まで、深谷市国済寺五十九街区地先
	六・〇〇
	二十四・三五

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十五年三月八日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 平 井 登喜雄

指定番号	第二号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十五年一月二十二日
指定に係る道路の位置	<p>十街区三画地地先、十街区四画地地先まで、八街区七画地地先、十一街区七画地地先、十一街区九画地地先まで、</p> <p>四十街区四画地地先、四十街区十画地地先まで、四十街区二画地地先、四十一街区八画地地先</p> <p>三街区八画地地先、三街区十一画地地先まで、三街区二十二画地地先、八街区四画地地先、八街区七画地地先まで、十一街区九画地地先、十一街区十二画地地先まで、十一街区二十一画地地先、二十五街区一画地地先、二十七街区二画地地先、二十七街区十五画地地先、二十七街区十六画地地先まで、二十九街区二画地地先、二十九街区二十一画地地先、二十九街区二十四画地地先、二十九街区二十七画地地先まで</p> <p>十二街区十二画地地先、十一街区十三画地地先まで、十六街区三画地地先、十六街区四画地地先まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>三十七・〇〇</p> <p>七十八・一〇</p> <p>百九十四・〇〇</p> <p>二十・二〇</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>十六・〇</p> <p>八・〇</p> <p>二十二・〇</p> <p>八・〇</p>

<p>三十五街区十八画地地先 四十一街区二画地地先、四十一街区三画地地先まで</p>	<p>七・〇〇</p>	<p>八・〇</p>
<p>三十九街区七画地地先、三十九街区八画地地先まで、四十一街区二画地地先、四十一街区十二画地地先</p>	<p>三十一・〇五</p>	<p>八・〇</p>
<p>四十三街区六画地地先、四十四街区九画地地先、四十四街区十五画地地先まで、四十四街区二十画地地先、四十八街区二画地地先、四十八街区五画地地先まで</p>	<p>六十八・五〇</p>	<p>八・〇</p>
<p>四十八街区五画地地先、四十八街区七画地地先まで、五十街区二画地地先、五十街区十二画地地先、五十街区十三画地地先まで</p>	<p>四十一・〇〇</p>	<p>八・〇</p>
<p>三十一街区四画地地先、三十一街区十三画地地先まで、三十一街区二十一画地地先、三十一街区二十三画地地先まで、三十二街区二画地地先、三十二街区五画地地先、三十二街区十二画地地先まで</p>	<p>八十七・二四</p>	<p>六・〇</p>
<p>三十九街区八画地地先、三十九街区十四画地地先まで、四十街区一画地地先、四十街区六画地地先まで</p>	<p>五十一・二〇</p>	<p>六・〇</p>

<p>四十一街区十二画地地先、四十二街区十三画地地先 まで、四十二街区二画地地先、四十一街区三画地地先 まで</p> <p>四十八街区二画地地先、四十八街区七画地地先、四十 八街区十一画地地先まで、四十九街区一画地地先、 四十九街区六画地地先まで</p>	<p>十七・六〇</p> <p>八十四・二〇</p>	<p>六・〇</p> <p>六・〇</p>

告 示

埼玉県教委告示第八号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十五年三月八日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

一 日時

平成二十五年三月十四日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

告 示

埼玉県教委告示第九号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十四条第二項の規定により、平成二十五年三月八日付けで次のとおり追加指定した。

平成二十五年三月八日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

一 技能教育のための施設の名称

学校法人日本産業専門学校日本産業専門学校（埼玉県川口市本町四丁目八番三号）

二 追加指定した学校法人科学技術学園科学技術学園高等学校との連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
ビジネス基礎	ビジネス基礎
課題研究	課題研究
広告と販売促進	広告と販売促進